

阪神西部（武庫川流域圏） 地域総合治水推進計画の改定概要

Ⅰ 地域総合治水推進計画改定のポイント

1 当初策定から概ね10年となるため、次期計画へ移行

- 阪神西部地域総合治水推進計画の策定（H25年度策定）から概ね10年が経過するため、河川下水道対策、流域対策、減災対策についての**取組実績や課題**を踏まえ、次期計画を策定する。
- よりわかりやすい計画とするため、**本編と資料編の2部構成**とする。

2 地域総合治水推進計画に記載しているデータ等の時点修正

- 阪神西部地域総合治水推進計画における「計画地域の概要」、「現状」等の記載内容について、統計データ等の**時点修正や表現の適正化**を図る。

3 社会情勢の変化、法令の改正等による変更

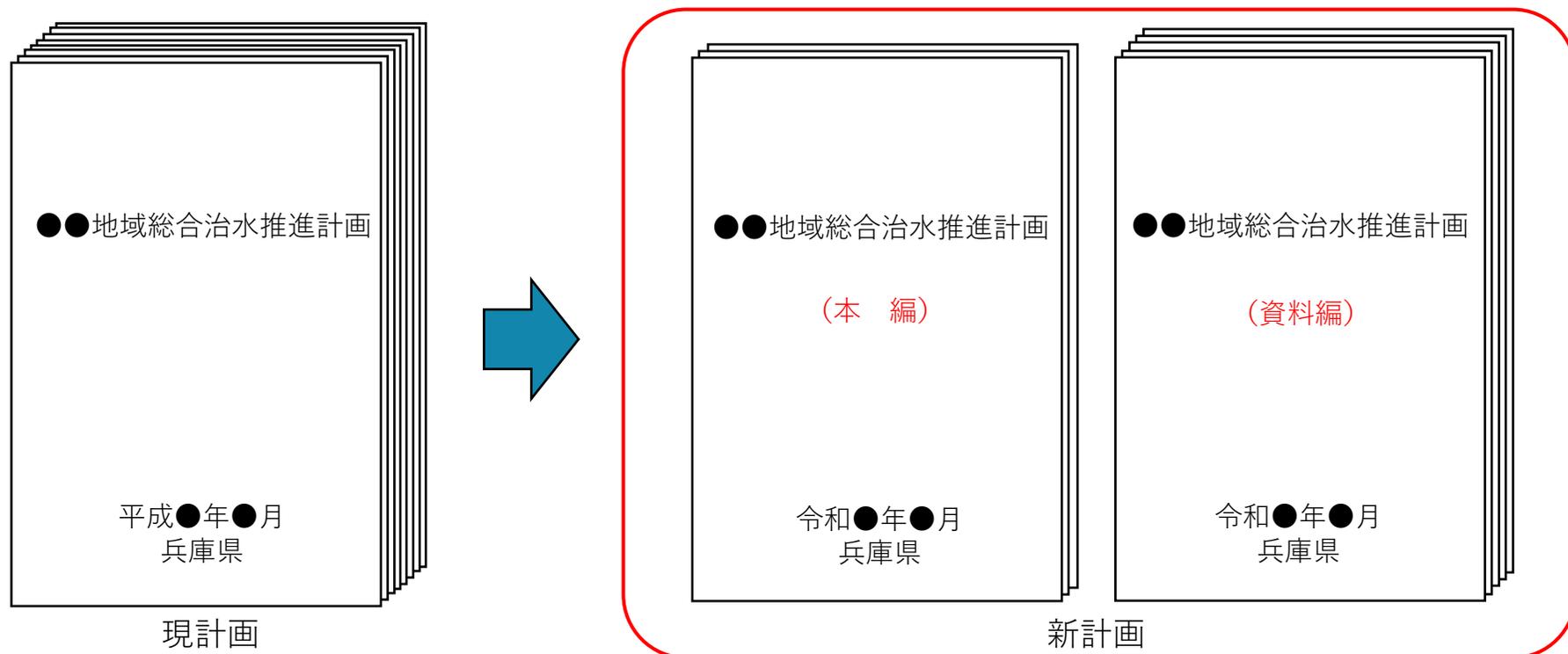
- 気候変動を踏まえた治水対策の必要性を盛り込む
- 国の流域治水の取組、特定都市河川浸水被害対策法の改正等、**最新の社会情勢を踏まえた更新**を図る。

II 地域総合治水推進計画の構成

■わかりやすい計画とするため、計画の本編と資料編の2部構成とする。

(現計画の課題)

- 現計画は、地形、気象、歴史文化などに加え、既往計画の転記など記載内容が多く（約100ページ）、わかりやすい計画とする必要がある。
- 計画改定のたびに過去の取組を上書きすると、取組実績が削除されてしまう。（特に流域対策は取組の蓄積が重要）



II 地域総合治水推進計画の構成

■本編は、総合治水条例で定められた事項とし今後10年間の総合治水の取組をまとめる。

■資料編は、地形、気象、浸水被害発生状況のほか、河川整備計画等の既往計画の概要、取組実績を現計画を基にしてとりまとめる。また、他地域の主たる取組の効果について整理する。

<本編 目次>	<資料編 目次>
1 計画地域の概要	1 <u>阪神西部（武庫川流域圏）地域の概要</u>
2 総合治水の基本的な目標に関する事項	<u>（地形・気象、浸水被害発生状況）</u>
3 総合治水の推進に関する基本的な方針	2 <u>武庫川流域圏の現状</u>
4 河川下水道対策	<u>（河川下水道対策、流域対策、減災対策、河川環境の整備と保全）</u>
5 流域対策	3 <u>河川下水道対策（これまでの取組）</u>
6 減災対策	4 <u>流域対策（これまでの取組）</u>
7 環境の保全と創造への配慮	5 <u>減災対策（これまでの取組）</u>
8 総合治水を推進するにあたっての必要な事項	6 <u>改定履歴</u>
	7 他地域での総合治水対策の効果事例※1

下線：資料編に移行する内容

※1：新たに追加する内容

III 計画改定の主な内容

1. 計画地域の概要

<本編> (P 1~4)	<資料編> (P 1~43)
<ul style="list-style-type: none"> ○阪神西部地域の構成流域・構成市、上中下流ブロックの土地利用等を記載 ○総合治水を推進していく上での課題を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動を踏まえた治水対策 ・河川整備においては本川、支川の治水安全度バランスを確保する必要性 ・流域対策においては、施設管理者の協力を得るための丁寧な説明、協議時間を要する ・減災対策では、近年、大きな洪水浸水被害が発生しておらず、被災経験者の減少、高齢化による防災意識の低下の懸念 ・その他現状を踏まえた記載内容に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ○阪神西部（武庫川流域圏）地域の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①流域圏人口、②気候・気象、③歴史・文化、④浸水被害状況 ○武庫川流域圏の現状 <ul style="list-style-type: none"> ①河川下水道対策 （河道対策：武庫川上中下流ブロック・主要河川等の整備状況と課題） （下水道対策：各市の下水道対策の現状と課題） ②流域対策（市街化の進展に伴う流域の保水・貯留機能の低下） ③減災対策（災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要） ④河川環境の整備と保全（河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性の確保などに努める必要がある）

III 計画改定の主な内容

2. 総合治水の基本的な目標（本編P 5）

（1）計画期間

○計画始期は令和6年度とし、計画期間は概ね10年間とする。

（2）ながす(河川下水道対策)、ためる(流域対策)、そなえる(減災対策)の目標

○ながす：河川整備計画、下水道計画等の既定計画の着実な推進

○ためる：雨水の貯留・浸透させる取組の推進、継続した対策の推進

○そなえる：情報発信・伝達・把握、避難、建物の耐水機能の付加、被災時の早期生活再建等の取組を推進し、人命・社会経済への深刻な被害の回避・軽減

III 計画改定の主な内容

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針（本編P 6～7）

（1）全般

- 法改正、気候変動への対応、SDGsに寄与する対策等、現状を踏まえた記載内容に修正
- 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」など、あらゆる手段を活用して防災に関する情報提供に努める

（2）河川対策、（3）下水道対策

- 第1回協議会で示した課題や委員意見を踏まえ、以下を追記
 - ・河川・下水道対策が着実に実施できるよう適切な予算措置を講じる。
 - ・事業の必要性・効果が地域住民に理解されるよう広報に努める。

（4）流域対策

- 第1回協議会で示した課題や委員意見を踏まえ、以下を追記
 - ・流域対策の貯留量のさらなる増加のため、流域全体での取組意識の醸成を図り、担い手の育成に努める。

（5）減災対策

- 第1回協議会で示した課題や委員意見を踏まえ、以下を追記
 - ・あらゆる世代に対して、防災に関する教育、訓練の継続実施に努める。

III 計画改定の主な内容

4. 河川下水道対策（本編P 8～12）

(1) 河川の整備及び維持

- 河川整備計画に基づく流下能力向上対策
- 局所的な浸水被害軽減対策
- 適切な維持管理
- 青野ダムの洪水調節、既存ダムの有効活用等

(2) 下水道の整備及び維持

- 各市の下水道計画に基づく整備
- 適切な維持管理

III 計画改定の主な内容

5. 流域対策（本編P 13～23）

（1）調整池の設置及び保全

○総合治水条例に基づき、重要調整池の設置、適切な管理

（2）土地等の雨水貯留浸透機能

○校庭貯留、公園貯留、水田貯留等による貯留量の確保等

（3）貯水施設の雨水貯留容量の確保

○利水ダムの治水活用、ため池を活用した治水対策（事前放流）

（4）ポンプ施設との調整

（5）遊水機能の維持

○河川沿いの農地等、河川の流水や雨水を一時的に貯留できる機能を有する土地の維持

（6）森林の整備及び保全

○森林の有する浸透、滞留機能、土地の保全機能を確保するための森林の整備及び保全

III 計画改定の主な内容

6. 減災対策（本編P 24～34）

（1）浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

○洪水浸水想定区域図の見直し、ハザードマップの作成、周知、啓発、更新等

（2）浸水による被害の発生に係る情報の伝達

○河川・ダム等のライブカメラ画像の提供、避難情報の発令、タイムラインの策定・検証・更新

（3）浸水による被害の軽減に関する学習

○出前講座・研修等の実施と分かりやすい教材の作成、防災マップ（手作りハザードマップ）の作成

（4）浸水による被害の軽減のための体制の整備

○防災拠点の整備や災害モニター制度の活用等、避難体制、広域避難体制の整備・構築等

（5）訓練の実施

○水防連絡会の開催、合同防災訓練、水防工法訓練等の実施

（6）建物等の耐水機能

○県民自らが所有する建物、防災拠点施設、避難所等の建物の耐水化

（7）浸水による被害からの早期の生活の再建

○フェニックス共済の県民への周知・加入の促進

III 計画改定の主な内容

7. 環境の保全と創造への配慮 (本編P 35)

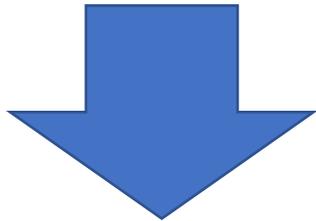
○現計画を踏襲し、計画地域の自然環境の特性に応じて環境の保全と創造に配慮する

8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項 (本編P 36)

- 土砂災害、高潮、津波対策等との連携
- 推進計画のフォローアップと見直し
- 総合治水の普及啓発

III 計画改定の主な内容

4. 河川下水道対策
5. 流域対策
6. 減災対策



各機関から主要な今後の取組を紹介

※推進計画に定める取組は、策定時点で関係者間の調整が整っているものを記載。

※各主体が計画期間に推進する取組をより一層充実させるため、取組の進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜記述を見直すこととする。

※これまでの取組実績や取組の効果等は、資料編にとりまとめ。

IV 他地域での総合治水対策の効果事例

■今後の取組の参考とするため、他地域での総合治水対策の取組の効果等を追加
 ※資料編に掲載 (資料編P 88～95)

淡路島における「ため池」治水活用

淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会

ため池の治水活用により、平成28年台風第16号では、洲本川の水位を11cm低下!

概要

- 日本一「ため池」が密集している淡路島(約2万3千カ所)では、過去の災害時には多くの「ため池」が破壊し、下流で大きな被害も発生
- 淡路県民局では、ため池の「雨水の一時貯留機能(洪水調整機能)」を最大限発揮させる取組をH27年度から本格的に展開

取組の概要

■事前放流施設の整備

管理者が取り組みやすい構造(一度、開けるだけで操作不要)とするため

- ①ため池改修事業と併せた整備
- ②治水効果の高いため池での単独整備
- ③災害復旧と併せた整備を推進

■事前放流の普及啓発

- ①管理者への事前放流の呼びかけ
台風前に関係市のCATV、防災無線、電話等により、管理者へ事前放流の周知・依頼
- ②「淡路ため池管理者防災ネット」によるメール配信
登録した管理者の携帯へ、台風前の事前放流依頼、通過後の施設点検、その他管理情報等をメールで配信
- ③管理者講習会の開催
管理者の適正管理に向けた講習会において、事前放流の意義や効果等を分かりやすい模型による説明
- ④かいぼりの復活
かいぼり(池干し)を復活し、9月以降の落水を拡大するとともに貯水量の増加、施設点検、豊かな環境づくり等を促進

事業効果

■台風時の河川水位の低減

平成28年9月の台風16号では、最大1時間雨量95mm(洲本観測所歴代2位)を記録するなど豪雨が発生した。洲本川では、ため池の事前放流等により、特定ため池165箇所の貯留により、桑間地点で11cm水位を低減したと推測される。

■農地災害等の低減

過去に大災害をもたらした規模の降雨はあるが、事前放流開始の平成25年度から、農地・農業用施設災害は年々、減少傾向にある。

中播磨地域における田んぼダムによる流出抑制

中播磨(市川流域)地域総合治水推進協議会

田んぼダム(3,000㎡)により約190m³の雨水の流出を抑制!

概要

田んぼダム用堰板の効果把握するために、模型を用いた実験を実施し、流出抑制効果を試算

既存の堰板の上に、「田んぼダム用堰板」を設置することで、普通の雨は切欠きから排水され、激しい雨の時には、水位が上昇し、堰板から越流して排水されます。

事業効果

【平成23年台風第12号における流出抑制効果の試算結果】

- 田んぼダムを整備することで、標準区画である3000㎡の田んぼにおいて、約190m³の降雨を田んぼに一時的に貯留(25mプールの約1/2の水)、ピーク時における降雨流出を約0.007m³/s低下させます。

田んぼダムの取組が普及することで、地先水路の水位低下等により浸水被害軽減の効果が期待できる。

参考(模型実験)

田んぼダム用堰板を設置した場合と設置しない場合において、排水実験を実施。一筆排水樹からの排水量を実験結果より算定し、田んぼ内の水深と排水量の関係を整理。



兵庫県